令和８（2026）年度
高校生等奨学給付金（栃木県奨学のための給付金(公立)）
申請の手続き等について

栃木県では、授業料以外の教育費（※）の負担を軽減するため、一定の要件を満たす世帯に対し、「栃木県奨学のための給付金（公立）」を支給します。
（貸与ではないので返還不要です。）

※授業料以外の教育費（例示）　… 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費
生徒会費、ＰＴＡ会費、入学学用品費等

■１．支給対象■

令和８（2026）年７月１日時点で、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯の保護者等です。

(1) 保護者等（原則として父母）が**栃木県内に住所を有する**こと

(2) 公立の高等学校、高等専門学校(第３学年まで)等に在学する高校生等がいること

(3) 次のいずれかに該当すること

ア）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による**生業扶助（高等学校等就学費）が措置**されていること　（以下、「生活保護受給世帯」という）

イ）保護者等全員の令和８年度（令和７年所得分）の**道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税**であること　（以下、「非課税世帯」という）

ウ）保護者等全員の**道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額**（以下「所得割合算額」）**が 105,500 円未満**である世帯（イの世帯を除く）（以下「所得割合算額 105,500 円未満世帯」という）

エ）保護者等全員の**所得割合算額が 182,500 円未満**である世帯（イ及びウの世帯を除く）（以下「所得割合算額 182,500 円未満世帯」という）

オ）７月１日までの家計急変による経済的な理由から、**イからエのいずれかに相当すると認められる**世帯（以下「家計急変世帯」という）

【注意事項】

※（1)に関して、「保護者等」とは、原則、親権者。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当する。

※（3）イ）に関して、課税証明書における県民税・市町村民税所得割が０円となっている場合のみならず、**１～９９円の場合も該当**します。（１００円未満は切り捨てにより非課税となるため。）

※（3）イ）～エ）に関して、令和８（2026）年１月１日時点で**保護者等（全員又は一部）が国外に在住**していたため、課税証明書が取得できず、県民税・市町村民税所得割額が確認できない場合は**対象外**です。

※ 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和５年５月 10 日こ支家第 47 号)」による**措置費等の支弁対象**であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は**対象外**です。

※ 高校生等が７月１日時点において**休学**している場合は**対象外**です。ただし、当該年度の 10 月末日までに復学した場合には対象となります。（この場合、支給の判断基準日は７月１日です。）

※ 支給の回数には制限（各年度１回、通算３回（定時制・通信制は４回）等）があります。

■２．高校生等一人当たりの支給金額（年額）■

区分番号	世帯区分		支給額（年額）
①	生活保護受給世帯に扶養されている高校生等（専攻科に通う生徒は除く。）		32,300 円
②	非課税世帯又は家計急変世帯（非課税相当）に扶養されている高校生等	通信制又は専攻科	50,500 円
③		全日制又は定時制	143,700 円
④	所得割合算額 105,500 円未満世帯又は家計急変世帯に扶養されている高校生等	通信制又は専攻科	16,830 円
⑤		全日制又は定時制	47,900 円
⑥	所得割合算額 182,500 円未満世帯又は家計急変世帯に扶養されている高校生等	通信制又は専攻科	12,630 円
⑦		全日制又は定時制	35,930 円
⑧	着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し再度、制服の購入が必要な場合（②～⑦いずれかの支給額に加算）	区分②または③	64,800 円
⑨		区分④または⑤	21,600 円
⑩		区分⑥または⑦	16,200 円

※１　④～⑦・⑨～⑩は、日本国籍を有さない定住者・家族滞在のうち、日本に永住・定着する意志が認められなかった者及び留学生等は対象外となります。

※２　⑧～⑩は、令和６年１月１日以降に発生した災害に係る「着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し再度、制服の購入が必要な場合」について給付を行うものです。申請に際し、お住まいの市町が発行する「罹災証明書」が必要になります。

■３．支給の申請■

給付金の支給には**申請が必要**です。

支給申請書（別記様式第１号（その１）又は（その２））に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参又は郵送で提出してください。（県内の高等学校等に複数の高校生等がいる場合は、それぞれの高等学校等に申請してください。）

＊提出先　：

那須拓陽高等学校　事務室

（郵送の場合）　〒３２９－２７１２

那須塩原市下永田４－３－５２

＊提出期限　：　**８月２８日（金）**（消印有効）

＊申請添付書類一覧（申請書に添付してください。）

区分番号	世帯区分	所得の確認書類	国籍・在留資格の確認書類【注エ】	給付金の支給口座の確認書類	その他
①	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書【注ア】	就学支援金の支給決定通知書の写し または 住民票の写し、在留カードの写し等	口座届出書及び通帳の写し【注オ】	委任状（学校徴収金に未納がない場合は不要）【注カ】
② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	・非課税世帯 ・所得割合算額105,500円未満の世帯 ・所得割合算額182,500円未満の世帯	県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等【注イ】 又は 個人番号カードの写し（専攻科に通う生徒は不可）【注ウ】 （保護者等全員分）			
⑧ ⑨ ⑩	着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し再度、制服の購入が必要な場合	・上記②～④の区分ごとの書類 ※給付申請時の提出書類と変更がない場合は省略可 ・罹災証明書等の公的書類 ・制服の再購入に係る誓約書及び高校生等が通う高等学校等による制服の再購入に係る証明書（別記様式第８号）			

【注意事項】

（ア）７月１日以降の発行日のもの。
生業扶助（高等学校等就学費）の受給中であることを証明できるもの。

（イ）令和８年度(令和７年所得分）の県民税・市町村民税所得割額を確認できるもの。

（ウ）個人番号カードの写しは、保護者等全員分が必要です。**申請者（保護者等）が持参又は郵送にて提出する場合は本人確認書類の提出が必要です。**

（エ）就学支援金の支給決定通知の写しについては、氏名の記載があるものに限ります。支給決定通知に氏名の記載がない場合は、就学支援金の認定通知の写し（氏名の記載があるもの）または住民票の写し等を提出してください。

また、国籍が日本国以外の方の場合、住民票の写しは在留資格・在留期間が記載されているものに限ります。

（オ）口座届出書は、別添のとおりです。原則として**申請者（保護者等）名義の口座**にしてください。
名義、店番号、口座番号が分かる通帳のページの写しを一緒に提出してください。

（カ）学校徴収金に未納がある場合に、給付金を未納分に充当することを学校長に委任するものです。学校の指示により御提出願います。

■４．支給の方法等■

申請された内容を審査し、支給決定の通知を送付します。（11 月下旬以降）

給付金の支給は、11 月下旬～12 月中旬を予定しており、口座届出書に記載された**口座に振り込み**ます。

（不明な点がある場合などは、必要に応じて申請内容の確認を行い、修正または追加資料の提出を求めることがあります。）

■５．申請書記入上の注意■

申請書記入に当たっては、**記入例や「記入上の注意」を十分に参照の上**、記入してください。

■６．留意事項■

ア　高校生等が、過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）及び専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には，給付金の受給資格はありません。

イ　２校以上の学校に在学している場合は、いずれか１校を選んで申請をしてください。

お問い合わせ先

那須拓陽高等学校　事務室
電話　０２８７―３６―１２２５